重要事項説明書(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

当事業者が提供する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容に関し、利用者に対し説明すべき重要事項は次のとおりです。

１.事業者の概要

事業者の名称	わらしな福祉会 りんどう
主たる事務所の所在地	静岡県静岡市葵区水見色３６０番地
電話番号	０５４－２７０－１３２４
法人の種別及び名称	社会福祉法人　わらしな福祉会
代表者職	理事長
代表者氏名	白　須　　豊
事業所の名称	ショートステイ りんどう
事業所の所在地	静岡県静岡市葵区水見色３６０番地
介護保険事業所番号	2274201959
指定年月日	平成17年9月15日
交通の便	静鉄バス 水見色公民館前下車徒歩5分
通常の送迎の実施地	静岡市内

２.職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	人員配置
１、施設長（管理者）	１名
２、副施設長	１名
３、介護職員（常勤専従）	６名
４、生活指導員（兼務）	１名
５、看護職員（常勤専従）	１名
６、機能訓練指導員（兼務）	注１（１.９名）
７、介護支援専門員（兼務）	１名
８、医師（非常勤兼務）	１名
９、管理栄養士（兼務）	１名

注１　機能訓練指導員の人員配置は、特別養護老人ホーム　りんどうとの合算の常勤換算数です。

※ 常勤換算:職員それぞれの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週４０時間）で除した数です。

（例）週８時間勤務の介護職員が５名いる場合、常勤換算では、１名

（８時間×５名÷４０時間＝１名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職　　種	勤　　務　　体　　制
１、医師（非常勤）	
２、介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝：　１名 早番Ａ：７時００分～１６時００分 日勤Ａ：９時００分～１８時００分 遅勤Ａ：１０時００分～１９時００分 夜勤：１６時３０分～翌朝９時３０分 夜間：　１名
３、看護職員	標準的な時間帯における配置人員 ９時００分～１８時００分　１名
４、機能訓練指導員	９時００分～１８時００分

☆土日は上記と異なります。

３.短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護施設の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、４人部屋です。

※ 長期入所利用者の入院によりベッドを利用する、空床利用型短期入所での利用も可能となります。空床状況によっては個室となることもあります。

居室・設備の種類	居室数	備考
４人部屋	５室	
食堂	３ヶ所	
機能訓練室	１室	［主な設置機器］オージオトロン・パックメル・歩行訓練階段・移動式平行棒・過流浴槽置
浴室（シャワー室）	３室	特殊浴槽・チェアーインバス・一般浴槽
医務室	１室	Ａ棟医務室兼用　医務室隣りに静養室併設

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別に負担いただく費用はありません

※ 緊急時の短期入所受け入れについては、２０床に空きが無い場合、一定の条件の下、専用の居室以外の静養室での受け入れが可能になります。利用定員に加えて２名の受け入れが可能です。

４.短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の運営の方針

(1) 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び治療上の世話を提供するものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 当施設の利用者の人格を尊重し、より家庭的な雰囲気の中で、自由に生活することをモットーとする。

５.利用料金（契約書第１０条参照）

(1) 当事業者の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供(介護保険適用部分)に際し利用者が負担する利用料金は、基本料金の１割から３割負担です。(収入に応じて割合が変わります。)介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

基本料金(1 日分)-人員配置 3:1 の場合-

介護区分	併設型
要支援 1	451 単位
要支援 2	561 単位
要介護度 1	603 単位
要介護度 2	672 単位
要介護度 3	745 単位
要介護度 4	815 単位
要介護度 5	884 単位

○基本料金は、所定の単位に 10.33 円を乗じて得た額です。

○この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生省告示第 19 号)に規定されるサービスを受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。

その他の介護給付サービス加算

	加算	単位数
1	機能訓練体制加算	１２単位（１日あたり）
2	夜間職員配置加算	１３単位（１日あたり）※介護予防では加算されません
3	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅱ	１８単位（１日あたり）
4	送迎加算	１８４単位（１回あたり）
5	介護職員等処遇改善加算Ⅰｲ	算定された総単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数を加算
6	生産性向上推進体制加算Ⅱ	１０単位（１月あたり）
7	口腔連携強化加算	５０単位（１回あたり）※算定要件あり
8	緊急短期入所受入加算	９０単位（１日につき） ７日間を限度 やむを得ない事情がある時は１４日間
9	長期利用者提供減算	-３０単位（１日あたり）※連続して３０日を超えての利用の場合

(2) その他の費用

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する場合の送迎に要する費用、食事負担額、理美容代、その他の日常生活において通常必要とされる費用は利用者の負担となります。食事負担額は一日あたり１５４５円です。(朝食３３０円・昼食７１５円・夕食５００円)

また、滞在費（居住に係る自己負担額）は一日あたり多床室９１５円従来型個室１２３１円です。

ただし、被保険第３段階までの方で負担限度額認定証を提示された場合はその額を負担額とします。

(3) 料金の支払方法（契約書第１１条参照）

利用者が当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月２０日までに、前月分としてご利用いただいたサービス利用料金の請求をします。そして、毎月２７日（金融機関が休みの場合はその翌営業日）に口座自動引落としとなります。(月末締め、２０日請求、２７日引落し)

(4) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、各市区町村の窓口に提出して差額(介護保険適用部分の７割～9 割)の払い戻しを受けてください。

６.サービスの利用方法

(1) 利用開始

○当事業者に電話でお申し込みください。当事業者の担当職員が利用者のお宅に伺い、当事業者の短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の内容等についてご説明します。

○この説明書により利用者からの同意を得た後、当事業者の管理者が短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始します、(入所期間が短い場合は作成しない場合があります。)

○利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了（契約書第１２条参照）

ア　利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の２日前までに文書で申し出てください。

イ　当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の３０日前までに、文書により通知します。

ウ　自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

・利用者が介護保険施設に入所した場合。
・利用者の要介護度及び要支援が非該当(自立)と認定された場合
・利用者が亡くなったとき

工　その他

・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

・利用者がサービスの利用料金を３ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7. サービス利用に当たっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持込の制限＊

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火気類（マッチ、ライター等)、刃物（ハサミも含む）殺傷機能があるもの。

(2) 面会

面会時間　　８：００～２０：００

面会簿に記入して頂きご自由に面会ください。面会の際、飲食物をご持参の場合は職員を通じてお渡しください。※新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等感染症の予防のため面会等を一時的に見合わせていただく場合がございます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、重要事項５（2）に定める「食事負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意

○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5)　喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

８.損害賠償について（契約書第１３条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減ずる場合があります。

９.サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

（1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第２条参照）

以下のサービスについては、利用料金の７割から９割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 栄養管理

- 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂けるように援助します。

（食事時間） ※食事の提供時間及び場所は変更できます。ご相談下さい。

朝食８：００～８：４５分 昼食１２：００～１３：００ 夕食１８：００～１９：００

② 入浴 ※身体状況、ご希望に応じた入浴方法が選択できます。

- 入浴又は清拭を週２回以上行います。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- 排泄の自立をうながすために、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- 医師や看護師が、健康管理を行います。又管理栄養士が栄養管理をし、一人一人の健康に注意します。

⑥ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行えるよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

○サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、利用者に分かりやすいように説明します。
○サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。
(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 10 条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。
① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）
利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。
介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1 日あたり）のご負担となります。
② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））
この施設及び設備を利用し居住されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、従来型個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。
但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1 日あたり）のご負担となります。
③ 特別な食事の提供に要する費用
ご契約者のご希望に基づいて特別な食事（酒を含みます）を提供します。
利用料金：要した費用の実費
④ 理容・美容
美容師・理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、パーマ、毛染め）をご利用いただけます。
利用料金：実費

１０.その他の重要事項

(1) 非常災害対策
「わらしな福祉会消防計画」に基づき定期的な防災訓練（避難・通報・炊き出し）、救急講習を行います。各種訓練の実施、消防署の指導等を通して、職員・利用者の防災意識を高めることとします。更に、防災設備関係業者に委託を行い、自動火災報知機・スプリンクラー・誘導灯などの設備器具の定期点検を実施します。また、必要な食糧・水の備蓄を行い、定期点検を行います。
(2) 虐待防止と身体拘束の廃止
当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。施設虐待防止の委員会を中心として、虐待防止の活動を展開します。
(3) 感染症の予防・発生時の対応
当施設では、感染症が発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

１１.緊急時の対応方法

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医、当事業者の協力医療機関等に連絡します。

主治医　氏名

　　連絡先

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	静岡市立静岡病院	静岡厚生病院	県立こころの医療センター
所在地	静岡市葵区追手町 10-93	静岡市葵区北番町 23	静岡市葵区与一４－１－１
診療科	総合病院	総合病院	精神科

緊急時は県立総合病院、済生会病院、静岡赤十字病院での受け入れも可能

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ふくろう歯科
所在地	藤枝市水守２丁目１４－６

１２.苦情処理（契約書第１６条参照）

利用者は、当事業者の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受付ます。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］　生活相談員

○受付時間　　毎日　　8：00～20：00

また、苦情受付ボックス、目安箱を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

静岡葵区役所 高齢介護課 給付担当	所在地　　静岡市葵区追手町５番１号 電話番号　（０５４）２２１－１３７４ ファックス（０５４）２２１－１２９８ 受付時間　８時３０分～１７時００分
静岡県国保連合会 苦情相談窓口	所在地　静岡市葵区春日2丁目4－34 電話番号　(054)253－5590 ファックス　(054)205－3315
静岡県福祉サービス 運営適正委員会	所在地　　静岡市葵区駿府町１－７０ 電話番号　（０５４）６５３－０８４０ ファックス（０５４）６５３－０８４０
居宅介護支援事業所	各指定居宅介護支援事業所

１３．利用者等の意見を把握する体制・第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組状況	あり
第三者による評価の実施状況	あり

この重要事項説明書は令和８年８月１日より内容を一部変更したものです。

令和　　年　　月　　日

(事業者)
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。
所在地　静岡県静岡市葵区水見色３６０番地
名称　　ショートステイ　りんどう
説明者　　印

(利用者)
この説明書により、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に関する重要事項の説明を受けました。
住所
氏名　　印

(代理人)
住所
氏名　　印